

長泉町建設工事  
設計変更ガイドライン

令和2年4月

長泉町

## はじめに

長泉町では、公共工事の発注において、災害防止、環境保全、地域性、機能性及び経済性等を考慮して必要な調査や検討を行った上で設計を行い、工事の施工条件を設計図書に明示して発注するように努めています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や発注後に発生した外的要因等により、施工条件が変わり、設計内容を変更しなくてはならない場合があります。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の基本理念のなかに「公共工事における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結すること。」が示されているとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切な施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」が規定されています。

このことから、設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

今回策定した「長泉町建設工事設計変更ガイドライン」は、長泉町建設工事請負契約約款等をまとめ、これを発注者と受注者の共通の目安とすることにより、適切な設計変更が実施されることを目的としたものです。

## 目 次

1	適用	1
2	用語の定義	1
3	設計変更ができる場合	2
4	設計変更ができない場合	6
5	設計変更を適正に行うための留意点	8
6	設計変更の手続き	9
7	関連事項	12
8	条件明示について	14
	参考資料	17

## 1 適用

本ガイドラインは、長泉町が発注する建設工事のうち、下記の仕様書（平成3年静岡県告示第296号）に基づき施工する建設工事に適用します。

- ◆ 公共建築工事標準仕様書
- ◆ 公共住宅建設工事共通仕様書
- ◆ 公共建築改修工事標準仕様書
- ◆ 建築物解体工事共通仕様書
- ◆ 公共建築木造工事標準仕様書
- ◆ 土木工事共通仕様書

## 2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

### (1) 設計図書

設計図書とは、長泉町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条に示す「仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）」をいいます。なお、契約書、約款及び設計図書が「契約図書」となります。

### (2) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含みます。

### (3) 契約変更

契約変更とは、約款第23条及び第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。

### (4) 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいいます。

### (5) 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいいます。

### (6) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいいます。

### (7) 指示

指示とは、契約図書の定めにに基づき、発注者又は監督員が受注者又は現場代理人に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいいます。

### (8) 協議

協議とは、協議事項について、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人が対等の立場で合議し、結論を得ることをいいます。

### 3 設計変更ができる場合

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

これらに該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

#### 【約款第 18 条第 1 項】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

#### (1) 設計図書が一致しない場合

#### 【約款第18条第1項第1号】

仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

※ 当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手前に監督員に確認してください。

☞ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。（約款第18条第4項第1号）

#### 【具体例】

- ◆ 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合
- ◆ 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- ◆ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合等

#### (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

#### 【約款第18条第1項第2号】

設計図書に誤謬又は脱漏があること

※ 受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤りである場合には、設計図書を訂正する必要があります。

また、受注者は、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上施工してください。

☞ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。（約款第18条第4項第1号）

#### 【具体例】

- ◆ 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- ◆ 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- ◆ 交通誘導員について、条件明示がされていない場合
- ◆ 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- ◆ 図面に記載された寸法が間違っている場合
- ◆ 工事施工上必要な材料名について、図面ごと一致しない場合
- ◆ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合

【約款第18条第1項第3号】

設計図書の表示が明確でないこと

※ 受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行うものとします。

☞ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います。（約款第18条第4項第1号）

【具体例】

- ◆ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
- ◆ 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ◆ 図面の記載内容が読み取れない場合

(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【約款第18条第1項第4号】

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

※ 自然的な条件とは、掘削する地山の高さ、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられます。また、人為的な施工条件とは、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられます。

☞ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ◆ 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います。
  - ◆ 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います。
- （約款第18条第4項第2号、第3号）

【具体例】

- ◆ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ◆ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ◆ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- ◆ 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ◆ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

【約款第18条第1項第5号】

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

☞ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ◆ 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います。
- ◆ 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います。  
(約款第18条第4項第2号、第3号)

【具体例】

- ◆ 配管敷設のために掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- ◆ 基礎工事のために掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった場合

(6) 発注者が必要と認め、設計図書を変更した場合

【約款第19条】

発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

☞ この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。(約款第19条)

【具体例】

- ◆ 周辺住民との協議により、保安上、照明設備を追加する場合
- ◆ 施設管理者との協議により、居住性の点から、間仕切りの変更が必要となった場合
- ◆ 関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合
- ◆ その他必要と認める場合

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止の場合

【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

※ 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければなりません。(約款第20条3項)

【具体例】

- ◆ 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- ◆ 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- ◆ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ◆ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合

- ◆ 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- ◆ 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- ◆ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

(8) 受注者からの請求による工期の延長

**【約款第21条】**

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないとき、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

**【具体例】**

- ◆ 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ◆ 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ◆ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(9) 発注者の請求による工期の短縮

**【約款第22条】**

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

**【具体例】**

- ◆ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ◆ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合



## 4 設計変更ができない場合

次に定める場合は、設計変更ができないので注意が必要です。

ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

### (1) 受注者が独自に判断して施工した場合

#### 【解説】

- ◆ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ◆ 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが必要です。
- ◆ 設計図書の不一致が誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください。

### (2) 発注者からの回答の前に施工した場合

#### 【解説】

- ◆ 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ◆ 協議の回答は、約款第18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。  
ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。
- ◆ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。

### (3) 受注者の都合による施工方法等の変更

#### 【解説】

- ◆ 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。（設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合）
- ◆ 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議をする必要があります。安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

### (4) 所定の手続きを経していない場合

#### 【解説】

- ◆ 約款第18条から第24条に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象となりません。

(5) 正式な書面によらない場合（口頭のみでの指示や了解により施工した場合）

**【解説】**

書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみでの指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません。受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しない必要があります。そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要があります。

(6) 総合評価落札方式における技術提案の場合

**【解説】**

総合評価落札方式における技術提案は、落札者を決定する要件のひとつであり、受注者の責により必ず施工されるべきものです。よって、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、受注者の責によらず、技術提案が履行できない場合は、設計変更の対象となる場合があります。

## 5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を行うためには、次の点に留意することが必要です。

### 【発注者】

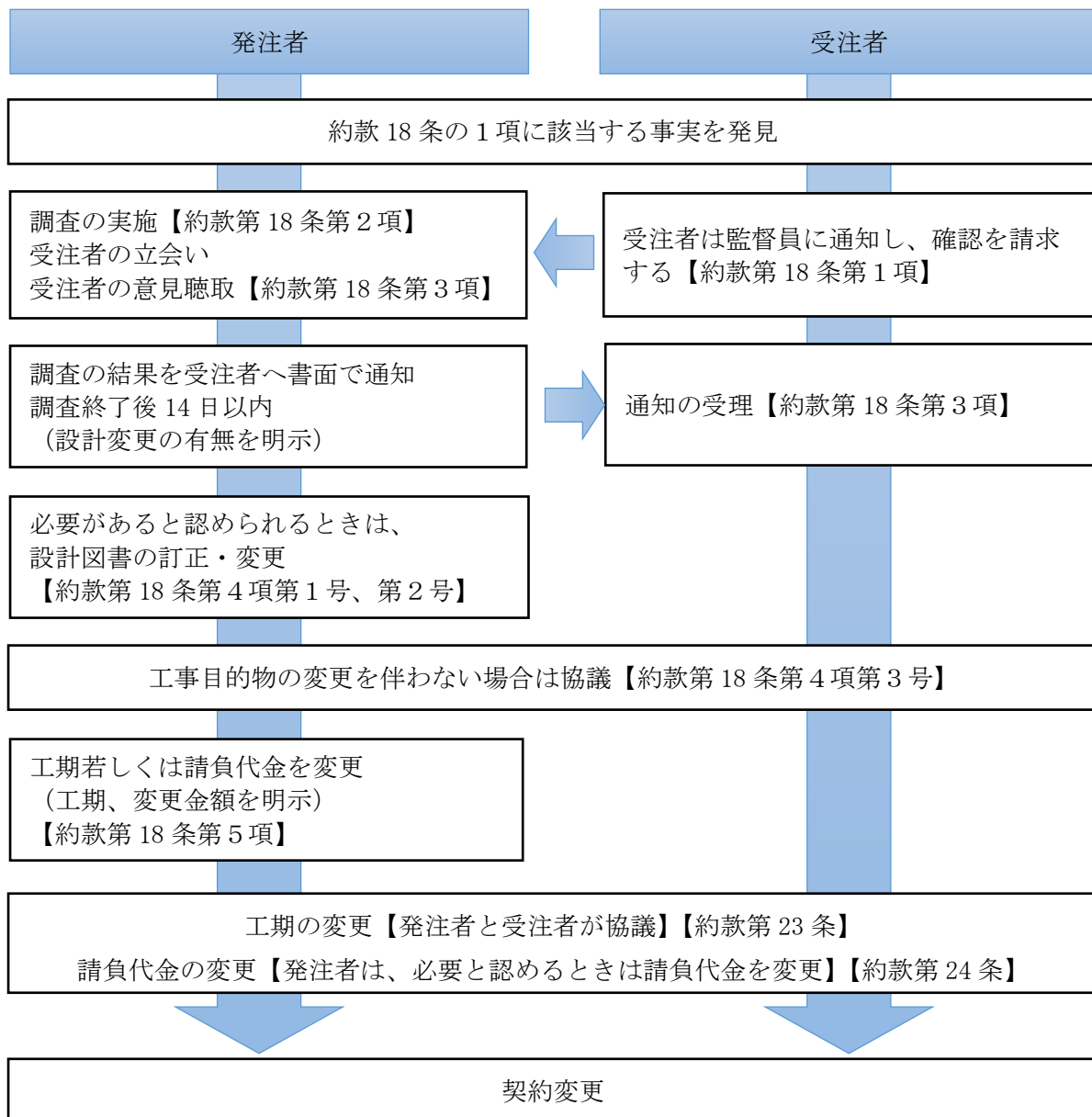
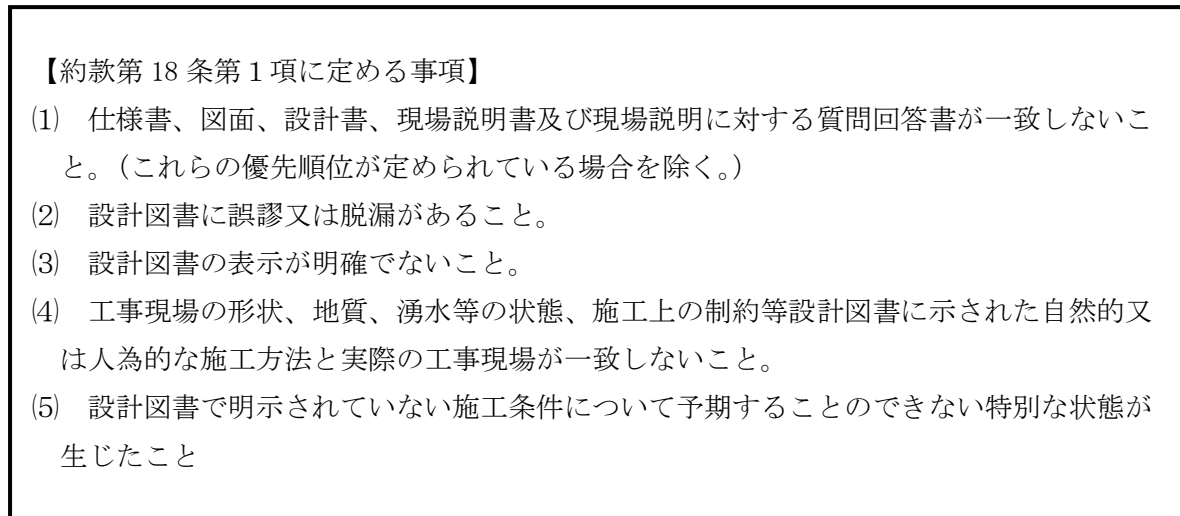
- ◆ 工事の設計時に、現地調査を行う。
- ◆ 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底する。
- ◆ 発注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会い無く行うことができる）
- ◆ 発注者は約款第18条第2項に基づく調査を行った場合、同条第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- ◆ 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ◆ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- ◆ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする）
- ◆ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。
- ◆ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、適切な時期に行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のときまでに行うことをもって足りるものとする。
- ◆ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

### 【受注者】

- ◆ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。
- ◆ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整が必要となるなど、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ◆ 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

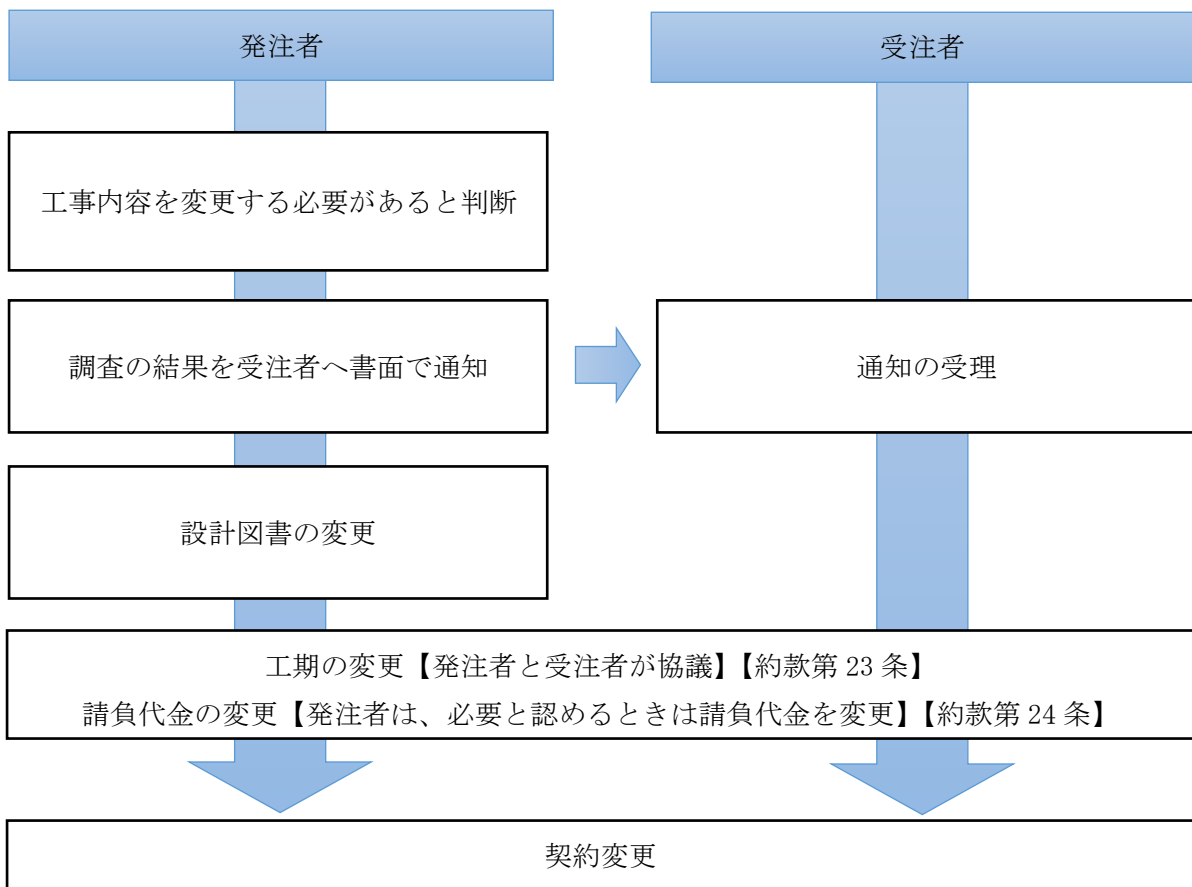
## 6 設計変更の手続き

(1) 約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによるものとします。



(2) 約款第 19 条に該当する設計図書の変更の場合、以下の手続きによるものとします。

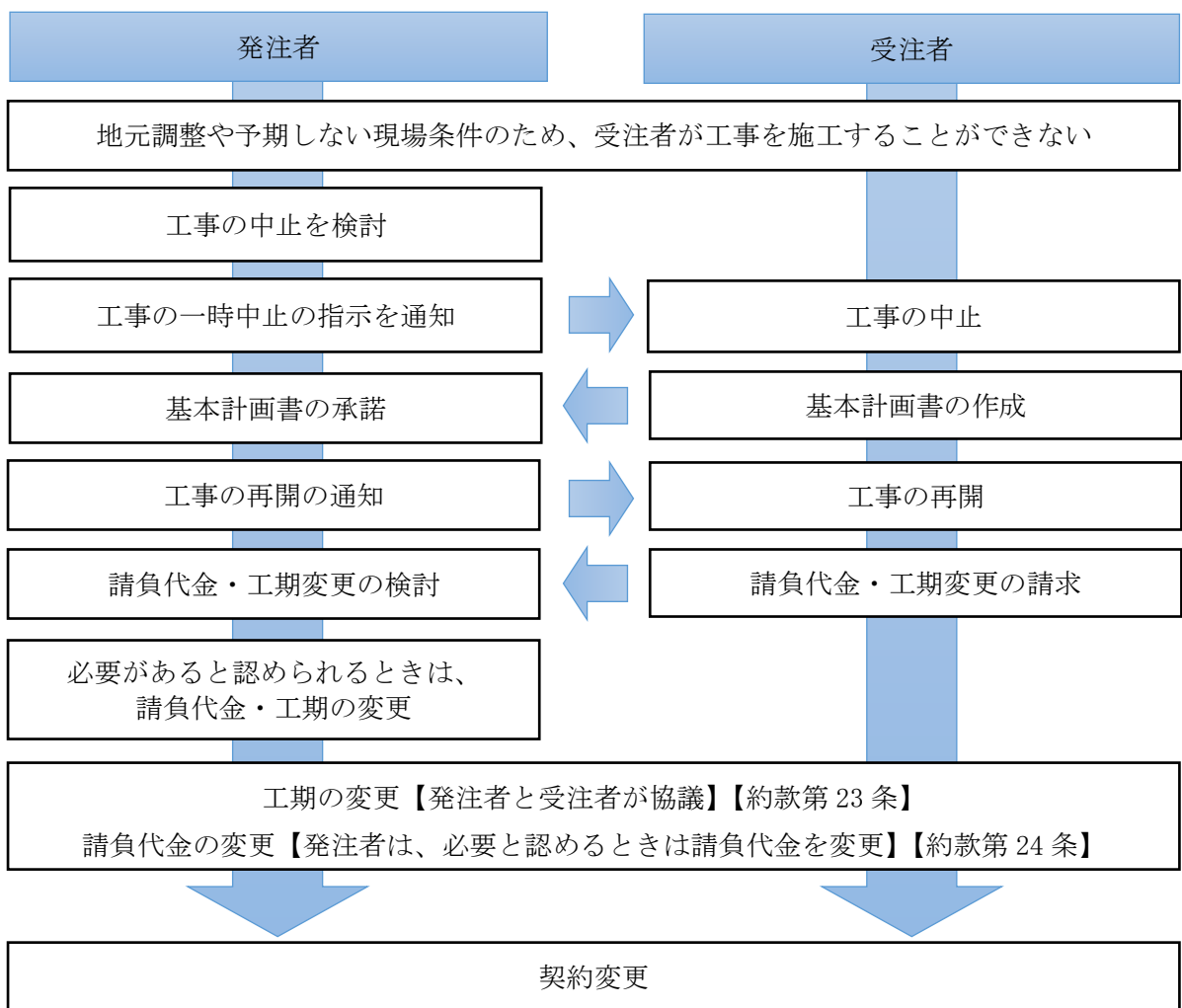
**【約款第 19 条に定める事項】**  
発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(3) 約款第 20 条に該当する工事の一時中止の場合、以下の手続きによるものとします。

**【約款第 20 条に定める事項】**

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



※ 工事の中止又は一時中止に係る手続き、対応については、静岡県が策定した下記のガイドラインを準用するものとします。

- ◆ 『静岡県設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編）Ⅱ 工事一時中止ガイドライン』
- ◆ 『工事の一時中止に係るガイドライン』

## 7 関連事項

### (1) 指定と任意について

#### 【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

#### ◆ 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものです。

原則として設計変更の対象としません。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とします。

#### ◆ 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格等及び施工条件を明示します。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とします。

#### 【指定・任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に指定します。 (契約条件として位置付けます)	施工方法等について具体的には指定しません。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがあります。)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示又は承諾が必要です。	受注者の任意です。 (施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要です。)
施工方法等を変更する場合の設計変更	設計変更の対象とします。	設計変更の対象としません。
当初明示した条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象とします。	設計変更の対象とします。

(2) 入札時又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の早い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながります。

◆ 入札時

入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係町職員の説明を求めることができる。

(長泉町建設工事競争契約入札心得 第5条)

◆ 契約後

●設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

(公共建築工事標準仕様書 1章 一般共通事項 1. 1. 8 疑義に対する協議等)

●受注者は、施工前及び施工途中において、自らの責任により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

(3) 工事監理業務委託について

工事監理業務委託は、約款第9条第2項に定める監督員の権限を委託したものではありませんが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものです。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の主任技術者等（以下「主任技術者等」という。）は、約款第18条第2項の調査を監督員の補助的業務として実施することができます。

主任技術者等は約款第18条第1項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示・承諾・協議書に対する受理ができることになっています。



## 8 条件明示について

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書（仕様書、設計書及び図面）のなかで明示するものとします。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとします。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項（例）
<b>A 工程関係</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</li> <li>5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> <li>7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期</li> </ol>
<b>B 用地関係</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込みの時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>5. 立木伐採を行う場合は、その場所、範囲及び処理方法</li> </ol>
<b>C 公害関係</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容</li> </ol>

	<p>(処理施設、処理条件等)</p> <p>4. 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容</p>
<b>D 安全対策関係</b>	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</p> <p>4. 交通規制を実施する場合は、規制の内容</p> <p>5. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容</p> <p>6. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p> <p>7. 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容</p>
<b>E 工事中道路関係</b>	<p>1. 一般道路を搬入・搬出路として使用する場合</p> <p>(1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入・搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮設道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</p> <p>(2) 仮設道路の設置期間及び工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
<b>F 仮設関係</b>	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、後方及びその施工範囲</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p> <p>4. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
<b>G 建設副産物関係</b>	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</p>
<b>H 工事支障物件等</b>	<p>1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、</p>

	<p>移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、時期等</p>
I 排水関係	<p>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</p> <p>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
J 薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</p>
K その他	<p>1. 中間検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等</p> <p>2. 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期</p> <p>3. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>4. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</p> <p>5. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>6. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</p> <p>7. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>8. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>9. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>10. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>11. 共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合はその内容</p> <p>12. 施工管理基準に記載のない施工管理（出来形、品質、写真管理）を指定する場合は、その内容</p> <p>13. 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容</p>

## 参考資料

### ◆ 長泉町建設工事請負契約約款（抜粋）

#### （総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（第2項 省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（第4項 省略）

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（以下、略）

#### （監督員）

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（第3項 省略）

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。